

## マンション管理業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、朝日ハウジング株式会社に対して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づき、監督処分を下記のとおり行った。

### 記

#### 1. 処分の内容

法第81条の規定に基づく指示処分

(1) 今回の行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- ① 今回の行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員並びに同社の従業員全てに対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 法や関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員並びに同社の従業員全てに対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を令和5年4月21日までに文書をもって報告すること。

また、令和6年3月22日までの1年間においては、半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。

#### 2. 処分理由

複数の管理組合において、被処分者の元従業員が管理組合の財産を着服により毀損させ、当該管理組合に損害を与えた。このことは、法第81条第1号に該当する。

(参考) 朝日ハウジング株式会社

宮城県仙台市青葉区国分町3-5-7

代表取締役 岩崎 隆夫

国土交通大臣（5）第021111号